

# かながわの風 7 2015 Spring

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>



## 神奈川県社会福祉士会の 今後の取組みについて

公益社団法人神奈川県社会福祉士会  
会長 山下 康

県民の皆さんと会員の皆さんに日頃から本会の活動にご理解ご支援を頂きまして深く感謝申し上げます。本会の活動も2013年4月より公益社団法人に移行してから2年、様々な活動や行政からの委託事業等を受けてまいりました。この2年間を振り返って、今後、ソーシャルワーカーとして何を取り組んで行くのかを考えてみたいと思います。

どれも大切な取り組みですが、その中で早急に考えなければならないのは、4月より始まる『生活困窮者自立支援法』の自立相談支援事業を担う為の『相談支援員』の育成に力を入れなければならないことです。

2008年のリーマンショック以降深刻な痛手を受けていた我国の経済は少しずつ回復の兆しを見せ、厚生労働省の2月の発表によると、全国で生活保護を受けているのは昨年11月時点では161万4千900世帯となり、前月に比べ1620人ほど減り、景気回復が要因とみられると発表しています。高齢者の受給世帯は変わらず増えており今後も増加が続くと予想しています。そんな中、「生活困窮者自立支援法(2015年4月1日施行)」と、「生活保護法の改正」(2014年7月1日施行)が着手されました。

国は『生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業』において、ワンストップ型の窓口として社会福祉士を想定した主任相談員など3種を配置することにしました。この生活困窮者自立支援法の成果を左右するのはソーシャルワーカーなのです。

この新法制定においては、日本社会福祉士会会长が『社会保障審議会特別部会』の委員として活動してまいりました。神奈川県社会福祉士会も相談事業部の活動の中で「生活困窮者支援ネットワーク委員会」が中心となって、「誰もが地域で健やかに安心して暮らせるために!」

を目標に地域のネットワークを構築しているところであります。今後この生活困窮者自立支援法を担う社会福祉士の育成に向けて、4月から相談支援員として就任される予定の方々や、この職種を希望される方々に向けて、専門職として《包括的な総合相談》を行えるように様々なスキルアップ研修を行っていく予定です。

また、受託事業としましては、新たに昨年の11月より秦野市から「生活保護受給者の中間的就労支援事業」を受託致しました。生活保護受給者が一日も早く経済的自立が出来るよう支援する事業であります。生活保護受給者が、社会保障に支えられる側から地域の担い手として支える側にチェンジ出来るように、私たち社会福祉士は眞の幸福実現を支えていかなければなりません。それが地域社会を作っていく大切な仕事であると考えています。

今後とも、本会の活動にご理解ご支援を頂きますよう、お願い申し上げます。

### CONTENTS

- 02 特集「4月から生活にかかわる身近な制度  
が変わります」
- 04 全国大会(石川大会)のご案内
- 05 実践発表大会報告
- 06 理事会報告
- 07 あなたの街の社会福祉士 相模原支部
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・編集後記

# 4月から生活にかかる

## 介護保険・介護予防に関する制度・施策の変更について

横浜市福祉サービス協会 新井 仁子

創設から15年が経過した介護保険制度は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年度に向けて、要介護者の増大が喫緊の課題となっています。介護保険制度のスタートした2000年度に3.6兆円だった費用は、**2010年度で2倍の7.8兆円、2013年度で9.4兆円**に達し、要介護者の増大とともに更なる費用の増大で、制度を持続可能にする改正が必要となっていました。

### <改定の方向>

- ① 中重度者や認知症高齢者になっても「住み慣れた地域で暮らし続けられる」よう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が確保される「地域包括ケアシステム」を推進する。
- ② 今後も増大する介護ニーズに対応する介護職員の確保と資質向上への取組を評価する。
- ③ 今後も増大する介護費用を「効果的・効率的」にするため、介護報酬は中重度者に手厚く、他は報酬の適正化で低く抑えたり規制緩和を行う。

**介護予防** 2006年度の改正から介護保険制度の入口で重度化を予防する「介護予防」が導入されましたが、今回の改定では「生活行為の向上」に重点を置いた「リハビリテーション」を評価する加算が新設されています。リハビリテーションの結果、日常生活で何ができるようになるのかを重視したものです。

**中重度者・認知症高齢者への重点化** 特別養護老人ホームに入所できるのは要介護1から原則要介護3以上となり、各種サービスの認知症加算も拡大されています。2011年度改定で創設された365日24時間施設のように1日複数回短時間訪問する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を機能強化しています。一方「軽度者」の利用が多い訪問介護と通所介護については、人員配置基準を緩和した費用負担の低いサービスや地域住民によるサロンなど「地域支援事業の拡大」を図り、「効果的で効率的」な制度に改正されました。

**介護人材確保・効率的なサービス提供体制** 介護も医療も人材不足が大きな課題となっていますが、介護福祉士などの専門性を加算で評価し、研修や待遇を改善している事業所への加算を手厚くしました。通所介護における看護職については、病院・診療所・訪問看護ステーションと連携できる場合は、人員配置基準を満たすものとする基準緩和が行われました。一方「軽度者」のサービスでは、人員配置基準を緩和した類型や専門資格の必要なない地域住民によるサービスを創設しています。

## 子ども・子育て支援新制度

保育園（保育士） 田中 幸治

いよいよ「子ども・子育て新制度」がこの4月にスタートします。この制度は平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。消費税増税に伴い恒久的に子育てに関する財源を確保し、子育てを“社会で支える”仕組みが本格的にできることとなります。（増税が延長されることで、先送りされたものもありますが。）

制度の大きな柱は、待機児童解消のため、教育・保育の場を量的

に増やすことです。今まで保育園を新設したり、自治体独自で認可外の施設に補助金を出したりして待機児の解消に努めてきましたが、受け皿が広がっても希望者が増えるという飽和のような状況でいます。そこで新制度では、特に待機の多い3歳未満児の受け皿を広げるために「地域型保育」という枠を作り、認可事業としました。「地域型保育」には、「家庭的保育（保育ママ）」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」の4つがあります。「家庭的保育」は保育ママと呼ばれる方の自宅などで家庭的な雰囲気なもと行われる保育です。「小規模保育」は従来の駅前型と呼ばれるような施設で、19人以下で保育します。「事業所内保育」は会社など事業所の保育施設で従業員対象の施設ですが、地域の方も預かる枠を持ちます。「居宅訪問型保育」は障がい・疾患など個別ケアが必要な場合など利用者の自宅で保育を行います。愛着が必要な赤ちゃんにとっては、少ない人数で手がすぐ届くような環境は大事ですね。それが制度として認められたことは、保育の質の向上が見込まれます。

また、新制度では、幼稚園・保育園の機能を併せ持った「認定こども園」を増やすことでもうたわれています。「認定こども園」は保育園を利用するための保育要件がなくなっても、幼稚園の枠での利用が同じ施設でできるので、退園しなくて済むなどのメリットがあります。その他、相談機能の充実のため利用者支援事業の創設、放課後等に就学児の預かりを行う放課後児童クラブの施設等の基準を設け質の向上を図るなど、すべての子育て家庭が子どもを育てやすくなる仕組みとなります。

紹介させていただいたように制度が変わりますが、子どもの健やかな育ちには、地域に住む皆さんの子育てに対する理解が必要不可欠です。子どもたちを温かい目で見守り、子育てしやすい社会となることを願っております。

## 障害者福祉施策の動向

障害者支援施設 施設長 坂井 正志

ここ十数年の間に福祉施策が大きく変わっており、平成12年の社会福祉基礎構造改革の理念を基に平成15年に支援費制度が施行され、平成18年には、障害者の自立を支援する観点から障害者自立支援法が施行された。そして平成25年現行法である障害者総合支援法が施行された。急激な法施行は、政局に左右された感は否めないが、社会福祉基礎構造改革の理念は踏襲されている。障害を持った方が、ある一定のところに集められ、そこで一生を暮すというそれまでから、個人が住み慣れた地域において、その人らしい自立した生活ができるよう支えようというものである。そのため個々のニーズに応じたサービスを提供するために、サービス等利用計画の作成が必須なのである。事業所として一番気になるところは報酬改定である。平成27年度の報酬改定に向けて、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催されており、第15回目が平成27年2月12日に開催され、報酬改定の概要が示された。これまでの経緯として、障害福祉サービス関係費は、この10年で2倍以上となっており、平成27年度予算案においても、対前年度比+4.5%の1兆849億円が計上されている。平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%とされ、月額1.2万円相当の福祉・介護職員待遇改善加算の充実を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応することとされている。基本的な考え方として、福祉・介護職員の待遇改善、障害児・者の地域移行・地域生活の支援、サービスの適正な実施等の3つ方針に沿って行うとしている。障害者の権

# る制度が変わります

利権護に関しては、障害者権利条約批准に向けて、平成24年10月障害者虐待防止法が施行され、平成25年6月障害者差別解消法が成立するなど、国内法の整備が行われ、ついに平成26年1月に批准し2月に効力を発生した。現在、障害者差別解消法の平成28年4月施行に向けて基本方針と対応要領・対応指針などを準備中である。障害のある人の不利益をその人が持っている性質・機能障害のせいにする「医学モデル」ではなく、社会的障壁を原因とする「社会モデル」の考え方方が国際的なルールとなっている。また障害のある人との平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整をして、サービスを提供する「合理的配慮」も行わなければならぬとしている。

## 改正生活保護法と生活困窮者自立支援制度について

川崎市多摩区保健福祉センター高齢・障害課 菅野 清

私たちは、「もしもの場合に備えて…」と、預貯金や保険の加入などをしてきています。そして、「もしも」のときには、生活費や治療費の捻出のために、預貯金の活用や加入保険、互助制度などをを利用して、今までの生活を営めるように目指していくことになります。

しかし、自分自身の力や、このような備えを用意できなかった場合のセーフティネットとなる制度の整備と生活保護制度の改正とが、2013年12月に国会で成立しました。

### 1 改正生活保護法

改正生活保護法は、2014年7月に施行されました。

この開始前の2014年2月の統計では、217万人が生活保護を受給していました。受給者の中で、失業や無職による「その他の世帯」に類型された人が、近年著しい増加状態を認められてきたという経過がありました。また、受給者の増加により、生活保護費の負担増となりわけ医療費がその負担金の半分を占めている状態も続けていました。しかも、就労や年金を取得しても申告をしない等、不正受給者対策も課題として掲げられてきました。

これらの現状の見直しとして、次の4つの内容が改正されたところです。

#### (1) 就労による自立の促進

今まで生活保護の制度を利用して就労している人は、一定の収入を超えると原則として保護は終了となります。自立後に、税や社会保障費の負担、治療の自己負担等、生活保護で保障された費用の支払い等が生じます。蓄えが元々無いため再び生活不安が生じてしまうことがありました。

そこで、安定した就労収入を得られる状態になったとき、その収入額に見合った割合で積み立てをして、保護の終了により自立するときに、支度金の様にして給付する制度が創設されました。

#### (2) 健康・生活面に着目した支援

受給者自身の健康保持と増進のため保健指導や相談のための専門職員を配置すると共に、福祉事務所は、受給者の健康診査結果等の情報がより入手し易くなり、健康面の支援をより効果的に行えるようにしました。

また、必要に応じて福祉事務所からレシートや領収書などの保存や家計簿の作成を求めて、家計管理の支援を行うことができるようになりました。

#### (3) 不正・不適切受給対策の強化等

今まで資産・収入に限定されていた調査内容の範囲が拡大す

るとともに、不正受給に関する罰則が強化され、不正受給の徴収金に制裁金を上乗せできるようになりました。また、この徴収金を本人からの申し出でを受け、保護費と調整することも可能としています。

扶養義務者には、必要な限度での報告を求める事ができるようになりました。

#### (4) 医療扶助の適正化

受給者は、医師が認める場合は、後発薬品の使用を促されることになりました。

### 2 生活困窮者自立支援制度

生活のセーフティネットには、第1のネットとして社会保険制度（年金や傷病手当など）と労働保険制度（労災や失業による手当など）が掲げられます。次に第2のネットは、求職者支援制度として求職活動中の人に、居住支援（家賃支給）や生活福祉資金等の貸付が掲げられます。そして第3のネットが生活保護制度となります。

しかし、近年の雇用形態で非正規雇用やアルバイト就労等から低所得者に、保険に未加入（無保険状態）であることから第1のネットから外れてしまっている場合がありました。また、求職の仕方や適職を見つけられない、何度も面接で断られてしまう等、就労確保が円滑に進めきれないなどの事情や理由から、第2のネットでも対応できないで、結果生活保護を申し込むことになったという人が、顕著となっていました。一方、生活保護世帯等の子どもたちには、学力の低下から高校等の進学が難しかったり、進学後に中途退学して、将来の安定した生活の基盤づくりに影響されているという状況がありました。

そこで、生活保護に至る前の段階で自立支援を強化する目的で、本年4月より全国の福祉事務所が設置されている自治体では、相談者に対して自立支援制度が実施されます。

#### (1) 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給

この事業は、福祉事務所を設置しているすべての市町村が行うことになっています。また、相談事務を行うための事務所を設置して、相談者の自立に向けて支援、この事業利用のための計画作成をします。

支援の仕方は、事務所でワンストップサービスを目指し、事務所外で必要に応じて支援も行うアウトリーチ機能もあります。

支援の内容として、「居住確保事業」として、就職のための居住確保のための給付金を支給し、就職活動を支えていきます。

#### (2) 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等

この事業の実施については、福祉事務所を設置する各自治体に任されています。

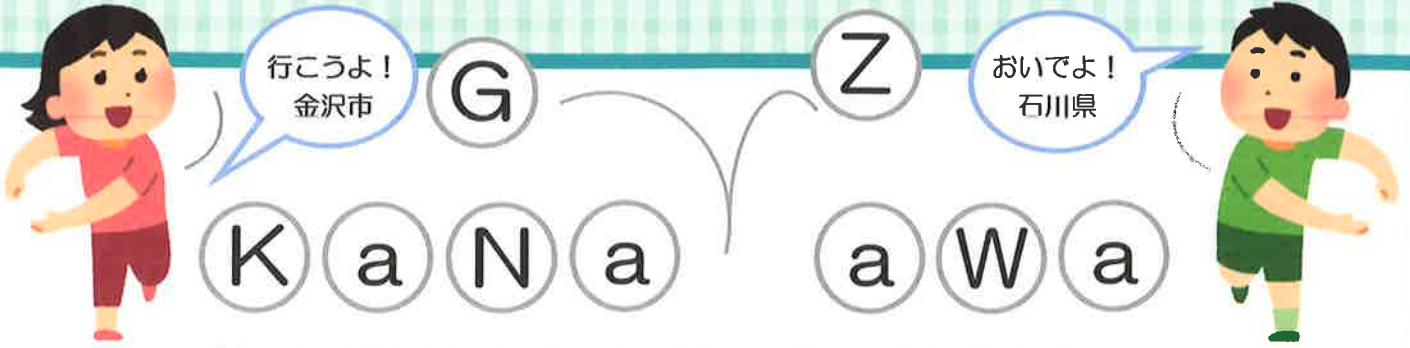
① 就労支援として、早期に就労が可能な人にはハローワークと一緒にしたサービスを提供します。就労に一定期間を要すると認められる人には、日常・社会自立の就労準備支援事業、さらに支援が必要な人には、支援をしながら中間的就労を進めます。

② 住居が無く生活に困窮している人で、所得が一定水準以下の場合、一時宿泊施設（シェルター）を利用して、生活・健康の支援、就労への支援、福祉サービス利用の支援等を行います。

③ 家計収支の評価・分析と相談支援、法テラス等の関係機関との連携、貸付等の斡旋を行います。

④ 生活保護世帯等の子どもに対して、進学や高校に在学する生徒の中途退学の防止に関する支援を行います。

以上のような事業を通して、第2のセーフティネットの基盤強化として発足されました。



## 第23回日本社会福祉士会全国大会・ 社会福祉学会(石川大会)のご案内

一般社団法人石川県社会福祉士会 会長 堂田 俊樹

北陸新幹線金沢開業が目前に迫り、このたび、北陸地区では初めての全国大会を石川県において開催することとなりました。大会においては、「これからの中の福祉実践への架け橋～社会福祉とコミュニティの再考～」というテーマも決定いたしました。

昨年の鹿児島大会では、「変化する社会構造と社会福祉士～多様な福祉ニーズに応えるために～」というテーマで激動する社会の中で社会福祉士は、利用者の尊厳を守り、誰もが暮らしやすい社会を実現するためにどのような役割を果たすことができるかという視点で議論が進められてきました。これらを受けて本大会テーマは、ソーシャルワーク実践について大会を通して、多くの会員と切磋琢磨し、相互にネットワークを形成し、より高い福祉実践へつなげていきたいということ。また、刻々と変化する社会の中でソーシャルワーク実践にとって、社会福祉とコミュニティの関係性が重要であり、利用者と共に生き共に暮らす我々社会福祉士が、より高い人権感覚を持ち、利用者の尊厳を守るための議論を深めていこうという思いが込められています。そして、基調講演では神奈川県立保健福祉大学名誉学長・阿部志郎先生より、長年の実践で培われた福祉の心を、あらためてその生き方からも感じていただけるものとなっております。



さて、本大会では本県といたしましても初めて経験であり、実行委員会一同、試行錯誤の連続で日夜頑張っております。しかし、開催県といたしましては、大会のコンテンツだけでなく、参加者数も気がかりなところです。先に開催された岩手大会、鹿児島大会では、素晴らしい大会運営に多くの会員がソーシャルワークの熱い思いを届け、持ち帰ったと伺っております。そのため、本大会でも「神奈川県社会福祉士会から石川県社会福祉士会へ福祉実践の架け橋」がつながることを願っております。ご来県の際には、学会だけでなく、世界にも発信する石川県の和食文化として、日本海側の新鮮な海の幸や山の幸をおいしい地酒で堪能できること請け合いですので、石川県社会福祉士会会員一同、多数の皆様にお会いできることを楽しみにしております。

**第23回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉学会(石川大会)**  
**「これからの中の福祉実践への架け橋」**  
**～社会福祉とコミュニティの再考～**

**【会期】**

平成27年7月4日(土)～5日(日)

**【会場】**

石川県金沢市(金沢歌劇座・金沢東急ホテル・  
石川県政記念しいのき迎賓館)

**【基調講演】**

阿部志郎氏(神奈川県立保健福祉大学名誉学長)

**【記念講演】**

辻口博啓氏(東京自由が丘「モンサンクレール」パティシエ)



石川大会マスコットキャラクター  
「いっし～」も待ってま～す。

大会準備室公式

facebook

バーコード



平成26年度

# 実践発表大会開催のご報告

かながわの風Vol.6でも告知させていただいた、平成26年度実践発表大会を、平成27年2月21日土曜日にウィリング横浜901研修室にて開催させていただきました。

当日は45名の方々にご参加いただきました。

今回は、演題の公募に対して、下記の4名の方々に発表していただきました。

## 「ホームレス等生活困窮者について考える

～ホームレスと生活保護受給者の違いについて～

発表者 降旗 聰さん（横浜支部）

## 「民生委員へのインタビューからみる援助観

～SCAT分析による理論化と課題の抽出～

発表者 清水 聖子さん（湘南東支部）

## 「地域における援助者援助を基本とした事例検討会の取り組み

～KPP（川崎でプロフェッショナルな援助力高める人々）の援助実践を通して～

発表者 別府 政行さん（川崎支部）

## 「自殺対策活動から見える社会福祉士の役割と課題

～ゲートキーパー養成講座・包括相談会の4年間のまとめ～

発表者 佐々木 美保子さん（横須賀・三浦支部）

今回は、各演題発表のあとに演題に関するグループワークを実施させていただき、それぞれ活発な意見交換をしていただきました。

当日配布させていただいたアンケートから、いくつかご感想・ご意見をご紹介いたします。

又来年も是非、参加させて頂きたい  
と思いました。ありがとうございます。

“たまご（社福）”の身にはいさか難しかったですが、グループワークで一緒にさせていただいた方が大変で教わることの多い大会でした。

グループ討議はあると議論が進んでいいと思います。ただし、「実践発表大会」と題しているのであれば、あくまで実践発表をメインで考えた方がいいと思います。一年間の実践の発表をしてもらうのであれば、もう少し発表時間を確保した方がいいのではと思います。

様々な研究、実践の様子が垣間見ることができて、勉強になりました。

専門分野以外の領域についても学んでいき、現在の仕事に活かしていくようにしたいです。



ほかにも多くの方々にご感想・ご意見をいただきました。誌面の都合ですべてご紹介できませんが、いただいたご意見をもとに、来年度もさらに充実した大会にすべく、研修委員会で検討させていただきます。

末筆ながら、演題として発表していただいた方々、共同研究者の方々、そして参加していただきました多くの方々に、本紙面をお借りしまして、お礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

# <理事会報告>

## 平成 26 年度 第 7 回理事会（平成 26 年 12 月 7 日（日）14 時～16 時 30 分）

神奈川県社会福祉社会館 2 階第 2 会議室にて開催。出席は山下会長ほか理事 16 名事務局 1 名、欠席は 2 名により理事会成立を確認。議長山下会長 議事録署名人：理事内藤・中西 監事江原

### <審議事項>

- 第 1 号議案** 入退会審査について 異議なく承認
- 第 2 号議案** 復興支援員事業委託の受託の可否について検討の結果、受託しないことを決定。
- 第 3 号議案** 日本社会福祉士会委託「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業の委託契約について」異議なく契約承認
- 第 4 号議案** 2014 年度神奈川県社会福祉士会補正予算案について 会計説明内容確認異議なく承認
- 第 5 号議案** 2015 年度神奈川県社会福祉士会事業計画案について  
総務企画会議に提出の各事業部・支部事業計画案を確認 異議なく承認
- 第 6 号議案** ぱあとなあ神奈川後見人候補者名簿登録状況について 異議なく承認
- 第 7 号議案** 神奈川県委託事業への取り組みについて 事業報告方法提案 異議なく承認
- 第 8 号議案** 就業規則改正について 非常勤規則等規則の一部見直 異議なく承認

### 協議事項

- ①広報事業部の検討事案について  
ホームページ改訂に関して意見提案を行うことで了承

### 報告事項

- ①職員ハンドブック（完成版） ②秦野市委託事業の進捗状況 ③各委託事業現況 ④会計 10 月分までの進捗状況⑤ 11 月末までの本会推薦・後援状況 ⑥第 6 回理事会議事録 ⑦日本士会綱紀委員会推薦

## 平成 26 年度 第 8 回理事会（平成 27 年 1 月 17 日（土）10 時～12 時 10 分）

神奈川県社会福祉社会館 1 階集会室にて開催。出席は山下会長ほか理事 17 名事務局 1 名、欠席は 1 名により理事会成立を確認。議長山下会長、議事録署名人：理事小島・佐藤 監事齊藤・江原

### <審議事項>

- 第 1 号議案** 入退会審査について 異議なく承認
- 第 2 号議案** 2015 年度神奈川県社会福祉士会事業部・支部予算案について  
総務企画会議で内容確認の予算案を確認、①資格取得支援事業部 ②組織向上委員会事業部  
③司法福祉ネットワーク ④ぱあとなあの予算内容の一部訂正申し出を検討承認
- 第 3 号議案** ぱあとなあ神奈川後見人候補者名簿登録状況について、及び第 4 号議案 2014 年度 成年後見人養成研修（委託集合研修）修了者と名簿登録について第 5 号議案 業務監督委員会委員（委員後任者）について  
以上 3 議案提案通り異議なく承認

### 協議事項

- ①職員雇用について非常勤職員就業規則内容について確認 ②謝金基準改正案について提案内容で承認

### 報告事項

- ①秦野市委託事業（ワークせせらぎ）の進捗状況 ②各委託事業現況 ③2 カ月報告（事業部 支部）  
④会計 11 月分までの進捗状況 ⑤12 月現在までの本会推薦・後援状況 ⑥第 7 回理事会議事録

# あなたの街の社会福祉士

## 第7回 相模原支部

相模原支部は、相模原市（旧相模原市と旧津久井郡四町（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町））に在住もしくは在勤している会員を対象としています。

※支部が発足した2003年当初は「県北支部」との名称でスタートしましたが、その後1市4町の合併を機に2007年に「相模原支部」へと名称を変更しています。

### 主な活動

支部の主な活動としては、2～3ヶ月に1度の頻度で開催する研修会の他、成年後見人活動を行う会員等を対象とした情報交換会を毎月開催しています。

また、市民向けの公開セミナーや、市内の各福祉分野の施設見学会を行っています。

### 今後の活動予定

1. 「支部全体会」4月25日（土）14時～ 市立産業会館
2. 「たまひよくらぶ@さがみはら」5月8日（金）午後7時～ 南区地域福祉交流ラウンジ
3. 「避難者交流会」5月16日（土）午前10時～ 南区地域福祉交流ラウンジ
4. 毎月、成年後見人等を受任する支部会員を中心とした情報交換会

（参加希望の方は、まずは下記、支部メーリングリストまでご連絡ください）



★相模原支部のフェイスブックを作成しました。是非、ご活用ください。

[www.facebook.com/fukushishi.sagamihara](http://www.facebook.com/fukushishi.sagamihara)

☆メーリングリスト登録希望の方は、「相模原支部メール情報提供希望」と明記の上、お名前と会員番号を付記いただき、tashiro-dt@an.em-net.ne.jp（相模原支部副支部長 田代）までお送りください。

☆「相模原市内のココを見学してみたい」「〇〇について知りたい」という希望がありましたら、メールでご連絡ください。

### 最後に

今後も市民向けの公開セミナーの開催、支部活動PRなどを積極的に行っていきたいと考えています。今年は、社会福祉士になったばかりの方や社会福祉士同士の「仲間作り」「つながり」を目的とした「たまひよくらぶ@さがみはら」を開催しますので、是非、ご参加ください。

# ～公開講座＆研修会～

お申込み・  
お問い合わせは

電話：045-317-2045

FAX：045-317-2046 e-mail：web@kacsw.or.jp

公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局 までお願いします。

月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
4	25	14:30	16:30	湘南東支部全体会と 講演会※終了後懇親会予定	基調講演として大島渚氏子息の大島武・東京工芸大学教授より「社会福祉援助職のコミュニケーションとプレゼンテーション」	湘南C-Xオザワビル 7階会議室	湘南東支部	会員（基調講演は他支部からの参加可）	無料
4	26	13:30	16:45	横浜支部全体会 ※終了後、懇親会予定	第1部：横浜支部からの報告 第2部：コミュニケーション・ソーシャルワーク実践講座発表会	西区福祉保健活動拠点フクシア	横浜支部	会員その他当会活動に関心をお持ちの方	無料
5	8	19:00	21:00	たまひよくらぶ@さがみはら	同じ目標を持つ仲間や先輩と気兼ねなく語り合い、交流を深めましょう。	南区地域福祉交流ラウンジ	組織向上委員会	学生、社会福祉士資格取得3年未満の方、社会福祉士を目指す方、社会福祉士に興味のある方	無料
5	16	13:30	16:30	ソーシャルワーク講座 ※終了後、懇親会予定	ソーシャルワーク実践とは 講師：菊池健志氏	岩井本社ビル3階会議室（西区高島2-6-38）	横浜支部および実践ソーシャルワーク研究会	社会福祉士	500円
5	21	18:30	20:30	川崎支部全体会と講演会 ・18:30～19:00 全体会 ・19:00～20:30 だいJOBセンターの概要 ※終了後、懇親会予定	全体会後、だいJOBセンター（川崎市生活自立・仕事相談センター）職員による概要説明	てくのかわさき 2階 てくのホール	川崎支部	会員他（全体会は会員のみ）	無料
5	23	18:30	15:00	支部間交流バーベキュー大会	県下8支部の仲間が一堂に会し、研修などでは味わえないひと時を共有し、つながりを深めましょう。	野島公園バーベキュー場	組織向上委員会	社会福祉士とそのご家族	2,000円（小学生以下500円）

## 生活困窮者支援 連続研修会の開催 予告

生活困窮者支援ネットワーク委員会では、生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日）にあわせ、下記の通り連続研修会を開催することとなりました。

内容については、未定のところもありますので、決定し次第、ホームページ上や広報誌への同封の形でお知らせいたします。なお講座の受講料は1回あたり2,000円前後を予定しています。

この機会に、新たな支援の枠組みになった生活困窮者への支援を学んでいただき、より良い福祉の提供につなげていければと思いますので、ぜひご参加ください。

日 時	場 所	内 容
第1回 平成27年8月29日 土曜日 9時30分～16時30分	ウィリング横浜 121～123	○生活困窮者自立支援法の概要 ○神奈川県社会福祉士会の事業について ○神奈川県内の生活困窮者支援の動き
第2回 平成27年10月11日 日曜日 9時30分～16時30分	ウィリング横浜 503	○対象者の理解 ○就労支援
第3回 平成27年11月7日 土曜日 9時30分～16時30分	ウィリング横浜 901	○生活困窮者支援の事例検討

（内容について変更の可能性があります。）

### 事務局からのお知らせ

2015年度基礎研修Ⅰについては周知期間を延長したため、**申込開始日を2015年4月27日(月)10:00からに変更させていただきました。**本会ホームページからお申込みできます。

2015年度の会費についてご納入ありがとうございました。本年4月1日現在の会員の方について、合計1万4千円+引落手数料110円を4月13日(月)付けで引き落としさせていただきました。

厳しい寒さの冬が終わり、待ちに待った春の訪れます!!

春は別れの季節であり、出会いの季節と聞きます。社会福祉士会にとって、「新しい仲間」を迎える時期でもあります。社会福祉士会の社会福祉士は、社会における福祉の向上のために活動をしています。これからも社会福祉士の「つながり」を広げていきましょう。次号にも多くの関心と応援をお願いします。

編集後記

（編集後記担当 O）